消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和７年１月 24 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起、バッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）、エアコン、除湿乾燥機に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

１．ガス機器・石油機器に関する事故　１件
（うちカセットこんろ１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故　３件
（うちバッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）１件、
エアコン１件、除湿乾燥機１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故　19 件
（うち電動アシスト自転車２件、ＩＨ調理器１件、
電気湯沸器１件、電気温風機（セラミックファンヒーター）１件、
除雪機（歩行型）１件、食器洗い乾燥機（ビルトイン式）１件、
電気シェーバー１件、電気洗濯機１件、扇風機１件、
電気温風機２件、手すり（床置き式）１件、エアコン（室外機）１件、
扇風機（充電式、携帯型）１件、照明器具１件、ウォーターサーバー１件、
電動工具（卓上ボール盤）１件、電気ストーブ（オイルヒーター）１件）

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

１．～４．の詳細は別紙のとおりです。

５．留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故（続き）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401042	令和6年12月27日	令和7年1月21日	扇風機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から20年以上経過した製品
A202401043	令和7年1月11日	令和7年1月21日	電気温風機	火災	当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202401045	令和6年12月9日	令和7年1月21日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者（70歳代）が当該製品で走行中、サドルのレバーが右足の太ももにささり、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月9日
A202401046	令和7年1月10日	令和7年1月21日	手すり（床置き式）	重症1名	当該製品を使用中、当該製品が破損し、転倒、足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	
A202401049	令和6年12月22日	令和7年1月21日	エアコン（室外機）	火災	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月9日
A202401050	令和6年10月25日	令和7年1月21日	扇風機（充電式、携帯型）	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202401051	令和6年9月14日	令和7年1月21日	電気温風機	重傷1名 軽傷19名	飲食店で当該製品を使用していたところ、レジオネラ菌に感染し、1名が重傷、19名が軽傷を負った。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和7年1月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意